

## 長野県最低賃金改定に関する 啓発用品受納式について

10月1日から長野県最低賃金が改定されました。最低賃金については、最低賃金法により長野県内で働くすべての労働者に適用されるものであり、罰則規定が設けられています。

このことについて長野労働局および日本労働組合総連合会長野県連合（連合長野）では協働して周知・広報に取り組んでおり、啓発資材を作成されました。

このたびこの啓発資材を小諸市に寄付の申し出があり、次のとおり寄付受納式を行いますので、ぜひ取材をお願い致します。

### ■寄付受納式の概要

日時 令和4年10月18日（火）午後1時30分～

場所 小諸市役所 3階 市長応接室

寄付受納品 アルコール除菌ウェットティッシュ

寄付者 日本労働組合総連合会長野県連合会  
（連合長野）  
佐久地域協議会 議長 二川 純一

**長野県最低賃金**  
時間額 **908** 円  
(改正前 時間額877円)  
効力発生日 令和4年10月1日  
☆業種・年齢・雇用形態（正社員、パート等）  
に関わらず、長野県内で働くすべての人に  
適用される1時間当たりの賃金の最低額です。



長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

【賃金、最低賃金に関するお問い合わせ先】  
最寄りの労働基準監督署 又は、長野労働局労働基準部賃金室 (☎026-223-0555)

【支援策（助成金）に関するお問い合わせ先】  
業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 (☎026-223-0560)  
キャリア777 助成金 長野労働局 職業対策課 (☎026-226-0866)

### ■問い合わせ先

小諸市役所 商工観光課 商工振興係 担当：清水  
TEL 0267-22-1700 (内線 2215) Eメール shoko@city.komoro.nagano.jp

### その他のイベント・お知らせ情報

・与良町の酒店を改装し、花屋兼雑貨屋の「CAKES（ケイクス）」がオープンしました。  
ぜひ、取材をお願いいたします。